

令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務委託仕様書

本仕様書は、令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

アウトドアを活かした「新たな旅のスタイル」を創出し、平日や閑散期などにおける新たな旅行需要を喚起するとともに、稼げる観光地域づくりを推進していくため、本事業では、東京圏の企業へ本県でのワーケーション※¹に対するニーズ等の調査を行うとともに、県内でのオーダーメイドワーケーションプランを提供する。

※1 テレワーク等を活用し、普段のオフィスとは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。また、本事業においては企業の福利厚生事業、社員研修、社員旅行等もワーケーションに含める。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

3 委託上限額

金11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 事業スケジュール

事業の標準的なスケジュールは次のとおりとする。ただし、県と協議の上、スケジュールを変更しても差し支えない。

時期	内容
6月～7月	・県内のワーケーション利用可能施設及びコンテンツの調査・把握 ・営業用パンフレットの作成 ・企業へのニーズ等調査（ダイレクトメールの作成・発送）
8月～ 10月	・企業への営業 ・オーダーメイドワーケーションプランの作成
10月～ 1月	・オーダーメイドワーケーションの提供※ ※1社につき1回、計3社程度
1月～3月	・結果の分析・今後に向けた提案
都度	・ホームページ（ワーケーション特設ページ）の更新作業 （年2回程度）

5 委託事業の内容

(1) 県内のワーケーション利用可能施設及びコンテンツの調査・把握

「山」「川」「海」「湖」をコンセプトに、県内の宿泊施設等でワーケーション利用を想定している施設とその設備（通信環境、受入可能人数、想定するワーケーション客のターゲット層、周辺で体験できるアクティビティ等）を調査・把握する（1コンセプトにつき3施設程度を想定）。

(2) 企業へのニーズ等調査及びワーケーションプランの作成・提供

ア 企業へのニーズ等調査及び営業

東京圏の大手企業^{※2} 50社程度を対象に、茨城県でのワーケーションに対する関心やワーケーションに求めるニーズをダイレクトメールの発送等の方法で調査するとともに、そのうちワーケーションに関心がある企業（10社程度）に対し、イで作成するワーケーションプランの提供に向けた営業活動を行う。

なお、調査・営業活動に当たっては、訪問先及び調査・営業方法を事前に委託者と調整するとともに、活動結果を報告書としてまとめ、毎月末に委託者へ報告すること。

また、営業活動に当たっては、下記（3）で作成する営業用パンフレットを用いること。

※2 従業員50名以上の企業を想定

イ オーダーメイドワーケーションプランの作成・提供

(ア) オーダーメイドワーケーションプランの作成

県内の宿泊施設等とその周辺で体験可能なコンテンツを組み合わせた、ワーケーションのモデルプランを4本程度（各プラン3泊4日程度を想定）作成する。

なお、当該プランのうち1～2本は本県「ならでは」な体験やチームビルディング（例：狩猟体験、廃校を活用した合宿研修等）を組み込んだものとする。

(イ) オーダーメイドワーケーションの提供

アで営業を行った企業から3社程度を選定し、茨城県内での体験機会を提供する（1社につき7名程度の参加を想定）。

(3) 営業用パンフレットの作成

(1) で把握した施設等の情報及びオーダーメイドワーケーションプランを冊子等にまとめ、茨城県でのワーケーションに関心がある企業向けの営業用パンフレットを作成する（200部程度）。

(4) ホームページ（ワーケーション特設ページ）の更新作業（年2回程度）

(1) で把握した施設等の情報及び(2)イ(イ)で提供したオーダーメイドワーケーションの実施結果を「観光いばらき」ホームページ内のワーケーション特設ページに掲載する。

(5) 結果の分析・今後に向けた提案

本事業の結果を分析するとともに、今後の新たな旅のスタイルの創出に資する具体的な提案を行う。

(6) その他（独自提案）

(1) から(5)のこと以外の内容を盛り込むことを妨げない。

6 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、県と協議の上、その一部を委託することができる。

7 成果物

事業終了後、委託契約期間終了までに、事業実施報告書を作成し、印刷物を2部、電子媒体（DVD等）を1部県に提出すること。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、その都度、県と協議のうえ行うこと。
- (2) 本事業は、国の補助金（地方創生推進交付金）を活用した事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保存すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として茨城県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。